# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2018年9月20日

【会社名】 住石ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumiseki Holdings,Inc. 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長崎 駒樹

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】執行役員財務部長 石井 啓二【最寄りの連絡場所】東京都港区新橋六丁目16番12号

【電話番号】 03(5733)9901

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 石井 啓二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【提出理由】

当社、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、北海道の各炭鉱の元炭鉱従業員等から、じん肺罹患による損害賠償請求訴訟を提起され、札幌地方裁判所において係属中でありましたが、2018年9月20日、原告団との間で和解が成立いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2【報告内容】

(1)和解年月日 2018年9月20日

# (2)訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2011年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砿株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきたのを皮切りに、その後数次にわたり請求の追加があり、元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、2014年12月、元従業員等は札幌地方裁判所に提訴いたしました。

その後、数次にわたり提訴があり審理が行われておりましたが、裁判所からの積極的な和解の働きかけもあり、 当社と原告団とは和解により解決することで合意に至ったものであります。

#### (3)和解の内容

住石マテリアルズは、原告128名(患者単位)に対し総額10億円の和解金を支払います。

#### (4) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件和解金のうち 7 億円は引当済みであり、その差額 3 億円を、2019年 3 月期第 2 四半期において特別損失として計上する見込みです。

以 上